

# 「NPO法人 S A T T E」会員会則

## (名 称)

第1条 本クラブの名称を「S A T T E 新体操クラブ」と称する。

## (目 的)

第2条 本クラブは、新体操を通じてクラブ員の基礎体力と健康の保持増進を図り児童・生徒相互間の親睦を深める。また、個人の目標のもとに競技力の向上及び競技人の育成を目的とする。

## (活 動)

第3条 1、活動時間は別に定めるものとする。別紙①  
2、活動の場所として、主にアスカル幸手などを利用する。  
3、本クラブは、発表会、各種競技会、講習会に参加する。  
4、新体操に関する講習会、集中練習会、などを開催する。  
5、その他目的達成に必要と認めた活動をする。

## (活動日時)

第4条 会員は各クラス毎に定められた曜日、時間の中で年間最低、リトルクラス36回・ジュニアクラス38回の指導を受けることができる。  
(ジュニアクラス8月の練習は集中練習です) (リトルクラス8月の練習はお休みです)

## (入会資格)

第5条 本クラブに入会できる者は、スポーツを行うに適した健康状態で各コース別に定められた資格に該当し、本クラブの趣旨に賛同した者とする。

## (入 会)

第6条 1、入会希望者は「入会申込書」に必要事項を記入して提出する。  
2、会員は別に定める会費等を納入する。 別紙②  
3、会員はスポーツ安全協会の傷害保険に加入し、  
保護者誓約書に署名・捺印する。

## (会費等の不返還)

第8条 一旦納入した入会金、年会費、会費等は理由の如何を問わず返還しない。  
3ヶ月、月謝を滞納した場合は会員としての資格を失う事がある。

## (休会・退会)

第9条 1、 クラス変更・休会・退会の届けは、**集金日迄**に別に定めるクラス変更届・休会届・退会届用紙に必要事項を記入し、指導者に提出する。  
(選手・育成クラスの退会届は1ヵ月前の集金日迄とする。)  
2、 退会手続きをせずに月謝未納の者には月謝全額を請求する。

(会員のモラル)

第 10 条 会員は下記の事を厳守する。

- 1、練習会場内では、指導者の指示に従いルールを守ること。
- 2、秩序を守り本クラブの目的に添う様努力すること。
- 3、チームワークを守り全員協力して楽しく真面目なスポーツマンらしい行動をすること。
- 4、他の新体操クラブとの掛け持ちはしない。

(除名)

第 11 条 会員が本クラブの目的・規則に違反した時、或はクラブの名誉を傷つけた場合、又秩序を乱した時は、指導者の協議により除名することがある。

(休業)

第 12 条 体育館・大会の都合等でやむを得ず休業とする場合は事前にお手紙で連絡する。また、天災事変により休業する場合がある。

(管理責任)

第 13 条 スポーツ障害保険に加入すること。事故が起きた時は、スポーツ障害保険以外の経費は本人負担となる。

(付則)

第 14 条 本会則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

会則は本クラブが必要に応じて改正出来るものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。

平成 23 年 4 月 1 日会則一部変更

平成 23 年 9 月 1 日会則一部変更